

公募型企画競争に係る公告について

平成 30 年 5 月 1 日

社会福祉法人^{恩賜}_{財団} 済生会支部
神奈川県済生会横浜市東部病院
院長 三角 隆彦

次の要項のとおり、「鶴見区地域医療介護連携ネットワークシステムの構築・運用」に係る公募型企画競争を実施します。

横浜市鶴見区地域医療介護連携ネットワークシステムの構築・運用に伴う業者委託契約
募集要項

1 目的

横浜市鶴見地区において、「ICTを活用した地域医療介護連携」を実現し、住民に対して質の高い医療と介護を提供していくため、社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院（以下「東部病院」という。）は、当該システムの開発、参加予定各施設との接続、接続に係る各種調整、全参加施設間で患者情報を集積・共有できる環境の構築、連携が安全かつ効率的に推進できるルールづくり等を進めるため、広く提案を受ける公募型企画競争による業者選定を実施します。

2 委託業務の名称

横浜市鶴見区地域医療介護連携ネットワークシステムの構築・運用に伴う業者委託契約

3 履行場所

〒230-0012 神奈川県横浜市鶴見区下末吉 3-6-1 済生会横浜市東部病院

4 契約期間

契約日から平成31年3月31日（契約締結日は、7月頃を予定しています）

5 業務の内容

別紙1仕様書のとおり。

概算業務価格（上限）は25,000千円（税込）です。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

6 応募者の参加資格及び要件

書類提出時において、必要な資格は以下(1)から(12)をすべて満たす者としてします。

- (1) 応募者は、仕様書すべての業務が実施可能な企業であること。なお、契約の相手方は単独企業とするが、複数企業による共同提案は可とする。
- (2) 平成25年度以降、公募型企画競争参加資格確認申請書の提出期限までに都道府県、政令指定都市、東京都特別区を対象とした地域医療介護連携ネットワークシステムの構築あるいは構築支援の実績が1件以上あること。
- (3) 今後、東部病院は、横浜市の「横浜市 EHR 構築支援補助事業」の公募にエントリーする予定がある。現時点において当該補助事業は公募前ではあるが、次の資料を参照されたい。

(参考) 横浜市医療局ホームページ「横浜市 EHR 構築補助事業執行支援委託実施要領

<http://www.city.yokohama.lg.jp/iryo/ict/04gyoumusetumeisiryo.pdf>

- (4) 「横浜市 EHR 構築支援補助事業」が採択されない場合、当委託契約については締結できない場合があること。
- (5) 「横浜市 EHR 構築支援補助事業」が採択された場合、横浜市と受託者が連携協定を締結できること。なお、詳細については今後関係者間で協議していくこと。
- (6) 今後、東部病院は、総務省の「地域 IoT 実装推進事業」の公募にエントリーする予定である。当事業は既に公募が開始されているため、次の資料を参照されたい。

(参考) 総務省ホームページ「平成 30 年度予算『情報通信技術利活用事業費補助金（地域 IoT 実装推進事業）』に係る提案の公募」

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu06_02000163.html

- (7) 構築に当たっては、横浜市のガイドラインを全て満たすこと。

(参考) 横浜市ホームページ「ICT を活用した地域医療連携ネットワーク推進に向けた取組」

<http://www.city.yokohama.lg.jp/iryo/ict/giideline/>

- (8) 東部病院では、今後、横浜市ガイドラインの実証に協力する想定であるため、それに協力できること。なお、開発等に係る経費は、研究開発投資として取り組めること。
- (9) 本業務を受託するに当たり、関係法令等を順守して業務を遂行する事。
- (10) 「暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）に規定するところの暴力団、準構成員またはその関係者でないこと。
- (12) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による）。

7 業務委託仕様書及び申請書類の交付

次のとおり「業務委託仕様書」及び申請に必要な書類を交付します。

(1) 交付期間

平成 30 年 5 月 1 日（火）午後 1 時から平成 30 年 5 月 17 日（木）の午後 1 時まで。
（土日祝日及び平日の午後 5 時以降又は午前 9 時以前は受け付けない。）

(2) 交付場所

社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院 1 階
地域医療連携室

〒230-0012 横浜市鶴見区下末吉 3-6-1

電話 045-576-3000 FAX045-576-3525

※なお、郵送等での交付は行わない。

8 公募型企画競争参加申請

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申請してください。

(1) 受付期間

平成30年5月1日(火)午後1時から平成30年5月17日(木)の午後1時まで。
(土日祝日及び平日の午後5時以降又は午前9時以前は受け付けない。)

(2) 提出書類

- ① 公募型企画競争参加資格確認申請書(様式1)
- ② 秘密保持に関する誓約書(様式2)
- ③ 会社概要(様式3)
- ④ 地域医療介護連携ネットワークシステム構築(支援)受託業務実績一覧(様式4)

(3) 提出方法

持参または郵送(簡易書留郵便に限る。)郵送の場合は、平成30年5月17日(木)必着。持参の場合の受付時間は8(1)記載のとおり。

(4) 提出場所

7(2)記載のとおり。

9 質問及び回答

(1) 提出書類提出方法

質問書(様式5)に質疑内容を明記の上、メールで送信してください。
(申込期限:平成30年5月11日(金)午後5時まで)

(2) 提出先

社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院 1階
地域医療連携室 室長 多田
Eメールアドレス renkei@tobu.saiseikai.or.jp

(3) 質問書の回答

平成30年5月15日(火)午後5時までに参加業者全員に電子メールで回答します。

10 企画競争参加許可

参加申請の結果については、平成30年5月7日(月)午前9時以降、順次入札担当者情報に記載のEメールアドレスに電子メールにより通知します。

ただし、参加資格「有」とした場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格の確認ができた場合のみ、第一優先交渉権者として決定しますので注意してください。

11 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① システム構築・運用業務の企画提案書 25部

別紙1「業務委託仕様書」をよく確認し、以下の内容について項目ごと、所定の様式(6~6-8)を用いて提案してください。なお、様式はA4版・縦型・横書き・左綴じとし、枚数は項目ごとに2頁以内(2頁の場合は両面印刷で1枚にまとめる)とします。

項目	概要	提出様式
1 提案における全体像	提案の全体像及び、契約日以降の業務スケジュールについて説明すること。	様式6-1
2 体制図・統括窓口責任者・窓口責任者	当業務の遂行にあたっての体制及び、統括窓口責任者と窓口責任者にあたる者の実行支援・コンサルティング業務実績について説明すること。	様式6-2
3 具体的業務		
① PMO(※)	全体進捗管理について説明すること。	様式6-3
②設計・開発	システムの全体計画、設計・開発・導入について説明すること。	様式6-4
③運用	運用計画、具体的なルールの概要等のイメージが分かるよう説明すること。	様式6-5
④プロモーション	参加施設勧誘の実施、システム導入時の教育や施設運用支援、同意患者(住民)獲得施等について説明すること。	様式6-6
⑤協議会(法人)設立準備支援	法人化に向けた支援について説明すること。	様式6-7
4 横浜市ガイドラインとの適合	提案する内容と横浜市ガイドラインとの適合性について説明すること。	様式6-8

(※) PMO (プログラムマネジメントオフィス)

組織内における個々のプロジェクトマネジメントの支援を横断的に行う部門や構造システムを言います。一般的には、「業務の支援」「プロジェクト間のリソースやコストの各種調整」「その他付随するプロジェクト関連管理業務」などです。

② 業務委託費の見積書(様式7) 25部

当業務を実施するにあたり、必要な経費全てを含めた合計額を消費税抜きで記載すること。また、内訳の明細を別添で添付すること。(明細の書式は定めません。)

③ 委任状(様式8-1~8-3)

委任状の取り扱いについては別紙「使用する「委任状」様式イメージ図」による。

(2) 提出方法

持参または郵送（簡易書留郵便に限る）

(3) 提出場所

〒230-0012 横浜市鶴見区下末吉3丁目6番1号

社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院 1階

地域医療連携室

電話：045-576-3000

(4) 提出期限

平成30年5月17日（木） 午後1時

提出書類は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「横浜市鶴見区地域医療介護連携ネットワークシステムの構築・運用に伴う業者委託契約企画提案書在中」と朱書してください。

12 公募型企画競争の辞退

当公募型企画競争の参加許可を受けた者が、「提案書の提出」を辞退する場合には、速やかに辞退届（様式9）を提出すること。なお、辞退届の提出後は、当該辞退届を撤回することはできません。

(1) 提出場所

〒230-0012 横浜市鶴見区下末吉3丁目6番1号

社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院

1階 地域医療連携室

電話：045-576-3000

13 業務受託者の選定方法

優先交渉権者の選定は、参加資格を満たした者を対象に業務提案内容と見積金額の評価を行い、最も評価の高い者を第一優先交渉権者として選定します。

14 審査方法

書類審査を行った後、公募型企画競争審査会（検討協議会）において、企画提案説明会（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、提案内容、見積金額等を総合的に審査します。なお、企画提案説明会は、平成30年5月21日（月）午後7時30分以降を予定しています。（詳細は別途連絡）

15 公募型企画競争審査結果の通知

公募型企画競争審査の結果については、平成30年5月22日（火）以降、参加者全員に通知文書を発送します。

16 契約締結

優先交渉権者の決定後、優先交渉権者と業務内容の調整を行い、業務委託仕様書と委託費用を確定し、契約締結の手続きを行う。なお、契約締結日は、平成30年7月頃を予定しています。

17 問い合わせ先

社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院

顧客サービス課 小川

〒230-0012 神奈川県横浜市鶴見区下末吉三丁目6番1号

電話：045-576-3000 FAX：045-576-3525（代）

e-Mail：Eメールアドレス renkei@tobu.saiseikai.or.jp

(別紙1)

鶴見区地域医療介護連携ネットワークシステム構築事業 要求仕様書

1 趣旨

超高齢化社会に伴う疾病構造の変化や医療介護のニーズが高まるなか、住民を中心とした医療介護連携体制の構築が急務となっている。切れ目のない医療介護の情報連携を行い、継続した質の高い地域医療連携の推進を図ることにより、患者に寄り添った医療介護の一体的なサービスの提供が可能であると考えます。

現在、横浜市鶴見地区では、医療機関を中心として地域医療連携の取り組みが種々進められているが、今後は、医療介護・在宅看護等を含めた関係者間の情報共有が重要であり、その推進には情報通信技術の利用が期待されている。

横浜市鶴見区地域医療介護連携ネットワークシステム構築検討協議会（以下「検討協議会」という。）では、情報通信技術の導入について、これまで複数回に渡り検討を重ねる中で、基本方針を定めた。

今回は、「設計開発・運用」の段階として、企画段階基本方針に則ったシステム開発の業務委託を行うものである。

「設計開発・運用」段階の作業としては、通常システム開発の業務に加え、各施設で既に導入している医療・介護ICTシステムとの連携に係る各種調整、導入時期の調整、患者同意や安全にシステムを稼働させるための運用ルールの制定といった業務を想定しており、医療・介護等、多職種による業務連携のあり方も考慮のうえで「設計開発・運用」を進めていく必要がある。

地域医療介護連携ネットワークシステムについては、全国的に導入している例は少なくないが、大都市圏における導入については課題も多いことから、東部病院や検討協議会を初めとする鶴見地区の医療・介護関係者と一体となった取り組みが行える事業者が必要である。

また、東部病院が横浜市の地域中核病院であるということに鑑み、「横浜市におけるICTを活用した地域医療連携ネットワークガイドライン」の趣旨に賛同し、横浜市域におけるICTを活用した地域医療連携ネットワークの構築推進に協力をしていくことが求められる。

【検討協議会で確認された基本方針】

- ・医療・歯科医療・調剤・介護・訪問看護及び行政などの参加施設において、そこで業務に従事する様々な職種が必要な情報を必要最低限の範囲内で共有できる、安心して安全な医療介護連携システムを構築する。
- ・電子カルテからの情報提供のみとせず、レセプトシステムや調剤システムなどの既存システムを最大限に活用し、可能な限りシステムを利用する医療機関等が原則、情報の「出し手」と「受け手」になることで、真の双方向連携を目指し、地域住民及び参加施設にとって恩恵を受けることが出来る仕組みを構築する。
- ・システムセキュリティ対策として、「三省ガイドライン」（厚生労働省・経済産業省・総務省）の準拠、VPN通信等によるシステム対策とともに、個人情報保護対策として、本人同意に基づいた情報連携・運用ルールを明確化する。
- ・将来におけるHPKIを用いた電子処方箋や電子紹介状発行への展開や医療ID、また、平成28年4月診療報酬点数改正において新設された「電子的診療情報評価料」の算定を視野に入れるなど、ICT技術の進化に対応し、多角的な視点で柔軟性・拡張性をもったシステムを構築する。
- ・複数年に渡る安定的で継続的な運用を見据え、出来る限り低価格でかつ必要な十分な機能を備えたシステムを構築すると共に、運営費については利用者負担により維持することを基本として、特定の施設に偏らない体制を整備する。

- ・今後の事業の進捗・活用状況を常に把握し、機能拡大及び縮小に対応できる柔軟なシステムを構築する。

2 事業の概要

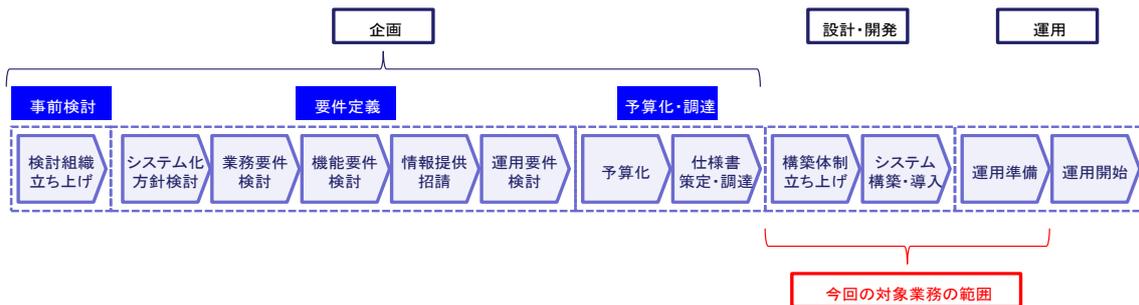
(1) 契約期間

契約締結の日から平成31年3月31日。(契約日は平成30年7月頃を予定)

(2) 業務スケジュール

業務スケジュール	2018年					2017年			
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	<ul style="list-style-type: none"> ・システム構築のための要件整理 ・ネットワークシステムの開発 					<ul style="list-style-type: none"> ・参加同意施設とのシステム接続 ・実施状況の検証、見直し 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・テスト稼働 ・追加応募、応募施設との連携（規模拡大）※ ・改善要求への一時対応 					<ul style="list-style-type: none"> ・本格稼働 			

【参考】システム導入の流れ



(3) 接続見込施設数

施設区分	全体数	うち接続見込数				備考
		電子カルテ	レプト	PACS	院内検査	
病院	3	3	3	3	3	
医科診療所	10	0	10	0	0	
歯科診療所	2	—	2	—	—	
調剤薬局	10	—	10	—	—	
介護	6	—	6	—	—	
外注検査	2	—	—	—	—	外注検査システム連携

※介護事業者数は施設向け。別途「訪問向け」の施設数を加えていく。(想定：介護施設：6事業者、訪問看護ステーション：10施設)

※双方向連携・参照のための端末を接続施設各1台見込む。第1期でのタブレット配備台数は10台程度の見込み。

※あくまで見込みであり、接続施設数・接続種類は変動するものとします。

4 委託業務の内容

(1) 業務一覧

項目	分類	概要
① PMO (※)	①-1 PMO	全体進捗管理。
②設計・開発	②-1 開発計画の策定	全体計画の策定。
	②-2 システム開発・構築・導入	仕様書に基づき、システムを構築、導入する。
③運用	③-1 運用計画の策定	運用計画を策定する。
	③-2 運用ルールの検討・策定	運用計画に基づき、具体的なルールを定め、実践する。
④プロモーション	④-1 施設プロモーション	参加施設勧誘の実施と、システム導入時の教育や施設運用支援を行う。
	④-2 住民プロモーション	同意患者(住民)獲得施策立案・計画、実施支援を行う。
⑤協議会(法人)設立準備支援	⑤-1 情報収集	検討協議会の法人化に向け、他都市の事例を基に検討すると共に必要な手続きの支援を行う。
	⑤-2 検討	
	⑤-3 手続き支援	

(※) PMO (プログラムマネジメントオフィス)

組織内における個々のプロジェクトマネジメントの支援を横断的に行う部門や構造システムを言います。一般的には、「業務の支援」「プロジェクト間のリソースやコストの各種調整」「その他付随するプロジェクト関連管理業務」などです。

(2) 委託業務の概要

① PMO

業務全体の進捗管理、検討協議会やより詳細な運用を検討するワーキング等の事務局支援、事業収支のシミュレーション、各補助金申請に伴う書類作成支援などを行う。

①-1 全体計画(WBS)提示

②-2 検討協議会・ワーキング・定例会等の事務局支援及び議事録作成

③-3 ビジネスモデル設計：新事業収支・シミュレーション

④-4 補助事業申請：書類作成支援

② 設計開発

②-1 鶴見区地域医療介護連携ネットワークシステム開発計画の策定

基本方針に基づき、より詳細なシステムの開発計画の策定を行う。

(ア) 鶴見区地域医療介護連携ネットワークシステム構築に係るシステム全体計画の策定

(イ) 業務実施体制の検討及び業務項目・役割等の定義の設定に関する支援

②-2 鶴見区地域医療介護連携ネットワークシステムの開発

これまでの調査結果を踏まえ、鶴見地区における地域医療介護連携ネットワークシステムを開発する。その際は、セキュリティが十分担保されるものにすると共に、参加施設が今後増加することも踏まえ、汎用性のあるものとする。

- (ア) 医療・介護情報連携、在宅診療支援等、基本方針に掲げた内容を満たすシステムの開発
- (イ) 参加施設とシステム間で情報連携するためのセキュアな通信基盤の構築
- (ウ) 鶴見区地域医療介護連携ネットワークシステムへのアクセスにおける利用者の識別と認証を行うシステムの開発
- (エ) 基本方針に掲げた内容を満たすために必要となるサーバ機器等の設置、設定及び確認
- (オ) 開発したソフトウェアの導入及びセットアップ
- (カ) 連携システムからの患者情報のデータ移行
- (キ) システムユーザの初期登録情報のセットアップ

③ 運用

③-1 鶴見区地域医療介護連携ネットワークシステムの運用計画の策定

運用については、開発の状況に応じて段階を踏んで進めていくため、状況に応じたサポートを行うこと。

また、当ネットワークシステムには、多くの医療機関及び多職種が関わることから、システム導入時においては丁寧かつ分かり易いサポートを行うこと。

さらに、運用・保守計画は、持続可能な計画とすること。

(ア) 導入時におけるユーザ教育、各種サポート

- (イ) 要件を満足するとともに、開発完了後も継続運用を可能とする運用・保守計画の策定

③-2 鶴見区地域医療介護連携ネットワークシステムの運用ルールの検討・策定

システムを運用するために必要なルールを検討、文書化すると共に、参加施設や住民の同意等に係る帳票を整備すること。

(ア) ネットワークシステムの運用に係るルールの検討

- (イ) ネットワークシステムの運用に係る規定の策定
- (ウ) 参加施設に係る申込書等の帳票の作成
- (エ) 住民同意等に係る同意書等の帳票の作成

④ プロモーション

当システムを意義のあるものにするため、医療機関、調剤薬局・介護施設といった、当システムを活用する各「施設」を可能な限り多く確保すると共に、この取組の趣旨を住民（患者）に対して分かり易く伝え、理解を求めることが重要である。

プロモーションは、参加を促すための施設に対する勧誘・周知や、参加同意を得るための住民に対する説明会や広報などをシステム稼働前から行う。

④-1 施設プロモーション

- (ア) 施設プロモーション計画
- (イ) プロモーション施策実施、支援
- (ウ) 広報活動・支援

④-2 住民プロモーション

- (ア) 住民プロモーション計画
- (イ) プロモーション施策実施、支援
- (ウ) 広報活動・支援

⑤ 協議会（法人）設立準備支援

現在、鶴見地区においては、検討協議会を当システムに係る意思決定機関として位置付けている。鶴見地区において、当システムを自立したものにしていくため、検討協議会の法人化についての検討を進めるとともに、必要な支援を行う。

⑤-1 法人化に関する他都市事例の情報収集

⑤-2 法人化に向けた検討

⑤-3 法人化に係る諸手続きの支援

⑥ その他

⑥-1 横浜市ガイドラインの実証への協力

今後、横浜市ガイドラインの実証に協力する想定であるため、それに協力する。

なお、それに要する開発等は、研究開発投資として取り組む。

⑥-2 事務局支援業務

(3) 成果物の提出

① PMO

- ・ WBS、全体工程表
- ・ ベンダー調整用資料
- ・ システム管理計画（進捗管理計画、品質管理計画、課題管理計画、リスク管理計画）

② 設計開発

②-1 設計系成果物（システム）

- ・ 画面一覧
- ・ 画面遷移図
- ・ 画面レイアウト設計
- ・ 画面機能設計（※エラー処理を含む）
- ・ 帳票一覧
- ・ バッチ機能概要設計
- ・ ファイル一覧
- ・ ファイル定義書
- ・ システム間インターフェース一覧
- ・ システム構成定義書

②-2 設計系成果物（導入）

- ・ 設備導入計画書
- ・ 導入手順書

③ 運用

設計系成果物（運用）

- ・ システム操作手順書
- ・ システム運用設計書
- ・ システム保守設計書

④ プロモーション

- ・ 施設プロモーション計画
- ・ 住民プロモーション計画
- ・ その他プロモーション計画
- ・ 商品構成・価格案調査報告
- ・ 各種プロモーション実施報告書
- ・ 広報媒体に掲載する原稿

⑤ 協議会設立

- ・ 法人化をしている他都市の運営状況事例報告書
- ・ 法人化に伴う諸手続きに必要な帳票の提供

⑥ その他

- ・ 横浜市ガイドラインとの適合状況検証報告書
- ・ 打ち合わせ及び会議の議事録

(5) ガイドラインの適合

構築に当たっては、横浜市が策定している「横浜市におけるICTを活用した地域医療連携ネットワークガイドライン」を全て満たすこと。

(6) 成果物の瑕疵担保責任

発注者が承認した受託者作成の成果物と業務委託仕様書との不一致が品質基準合格後1年以内に発見された場合は、発注者と協議の上、受託者は無償で是正措置を行うこととする。
なお、各成果物の瑕疵担保責任は、品質基準合格後1年とする。

(7) 著作権等

本業務より作成される設計書等の成果物の著作権等については、発注者及び受託者が有するものとする。

(8) 機密保持

受託者(再受託者、退職者等も含む)は、本業務において知り得た情報(周知の情報を除く)は本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

(9) 業務実施条件(費用負担)

① 既存システム連携のための改修費用

各施設に導入されている既存システムとの連携のために既存システム側に発生した費用は全て契約金額に含まれ、受託者が費用負担することとする。

② 事務環境

業務実施場所における机、椅子、書架、電話、OA機器等の事務環境は受託者が全て準備するものとする。ただし、発注者の要求により特別調達が必要になった物品についてはこの限りでなく、その都度協議することとする。

③ 人件費・諸手当等

本業務の遂行にあたり必要となる受託者の人件費、出張旅費、諸手当等の費用は全て契約金額に含まれる。

④ 消耗品

本業務の遂行にあたり必要となる消耗品(出力帳票に要する汎用紙、トナー、記録媒体等)及び発注者との打合せをはじめとする各種会議等で使用する印刷物作成、成果物の納品に係る消耗品(電子媒体等、研修で使用するテキスト作成に要する用紙等)の費用は全て契約金額に含まれる。

⑤ 通信運搬費

関係機関との連絡調整に必要となる電話・郵便等の通信運搬費のうち受託者から発信・発送したのものについては全て契約金額に含まれる。

(10) 運用・保守費用

平成30年度のシステム構築後の運用・保守費用は年額15,000千円以内(参考値)を想定。

5 共通事項

(1) プロジェクト計画書の提出

受託者は、契約後速やかにプロジェクト計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。発注者は、提出されたプロジェクト計画書について、速やかに承認又は不承認を決定し、受託者に通知する。不承認となった場合には、受託者は速やかに修正の上、改訂版を提出しなければならない。

(2) 統括窓口責任者等の設置

受託者は、業務を遂行するための体制を構築する。また、業務全体及び各構成業務を統括し、これらの業務について発注者との連絡調整の窓口となる者として統括窓口責任者及び窓口責任者(以下「統括窓口責任者等」という。)を選任しなければならない。

(3) 業務処理上の注意事項

実施に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、発注者との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。また、本仕様書に記載されていない事項については、別途双方が協議の上、実施することとする。

6 留意事項

(1) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報や、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。

また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(2) 仕様書については、現段階におけるものであり、契約締結までの間に発注者・受注者双方協議の上確定する。また、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。

(3) 本業務により得られた成果は、発注者及び受託者に帰属し、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(4) 受託者は業務の一部を委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、発注者の了解を得なければならない。

(5) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。

(6) この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、発注者と受託者双方が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、発注者の決定するところによるものとする。

(7) (1)～(6)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。